

八尾市内遺跡発掘調査実施要綱

(趣旨)

第1条 本基準は文化庁記念物課より平成16年5月19日付で通達があった「埋蔵文化財関係補助事業の遂行にかかわる留意事項」及び平成15年4月10日付教委文第1014号「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」(以下「府基準」という。)に基づき、八尾市内遺跡の発掘調査についての要綱を定めたものである。

(補助対象事業の範囲)

第2条 国庫補助事業による発掘調査の実施対象は以下の通りとする。

- (1) 府基準別紙2「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いにかかる試掘調査・確認調査実施要領」に定める開発事業者等との調整上で必要な埋蔵文化財の事前確認調査
- (2) 申請者が自己の居住に供するための住宅(以下「個人住宅」という。)建設に伴う発掘調査
- (3) 個人又は零細事業者が行う開発事業等に伴い、発掘調査を必要とする対象面積(以下「発掘調査面積」という。)が100㎡以下の発掘調査
- (4) 事業者の了解を得た遺構が破壊されない部分の遺構確認調査
- (5) 埋蔵文化財包蔵地外の試掘調査

2 個人住宅以外の調査については、重機や資材提供等、極力事業主の協力を得て予算の範囲内での執行に努め、円滑な調査の遂行を心がける。

3 第1項第3号の補助対象事業であっても、当該土地を転売目的とした開発事業については、補助対象としない。

(零細事業者の定義)

第3条 前条第1項第3号の零細事業者とは、零細なため発掘調査の費用負担を求めることが困難である事業者とし、その定義は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業法第二条の5で定義する小規模企業者を証した書類等の提出により、別表1により八尾市が認定した事業者。

(発掘調査の補助対象範囲)

第4条 第2条第1項第3号の発掘調査面積が100㎡を超える場合、補助対象事業とせず、すべて原因者負担による発掘調査とする。但し、当該事業に個人住宅を含む場合は、個人住宅の部分は補助対象事業とする。この場合、発掘調査面積に係る補助対象事業の範囲は、建築のべ床面積に対し個人住宅が占める面積部分の割合により算出するものとする。

(発掘調査費用の補助について)

第5条 第2条第1項第3号の補助対象事業の補助とは、発掘調査の記録のために必要な公益財団法人八尾市文化財調査研究会(以下「公財八文研」という。)の調査員及び調査補助員の人件費相当分の費用とする。その他発掘調査に係る現地調査に必要な土木工事等の費用は、事業者の負担とする。

2 前項の補助を受けようとする零細事業者は、「発掘調査補助申請書」(様式1)を提出しなければならない。

3 前項の申請に基づき、八尾市と零細事業者と協議を行い、調査位置や期間、相互の責任事項を定

めた覚書を締結した上で発掘調査を実施するものとする。

(埋蔵文化財包蔵地外の試掘調査)

第6条 第2条第1項第5号の対象は、埋蔵文化財包蔵地外で、埋蔵文化財の包蔵が予想される埋蔵文化財包蔵地から約100m以内の範囲の地域もしくは開発面積が3,000㎡を超える事業の場合とし、八尾市文化財保護条例第30条第4項の規定に基づき「埋蔵文化財包蔵地外における工事着手届(様式2)」を八尾市に提出し、試掘調査についての協議を行わなければならない。

2 試掘調査で遺跡が発見された時は、文化財保護法第96条の規定に基づき、開発事業者は遺跡発見届を提出し、発掘調査についての協議を行わなければならない。

附則

本要綱は、令和3年4月1日より適用する。

(第3条関係)

別表1

1	2人以上、20人以下の従業員で構成される事業主が行う事業
2	資本又は出資の総額が300万円以下であって納税証明書・決算報告書等の会社概要を審査した結果、調査費の負担能力がないと判断される事業主が行う事業